

兵庫県淡路市における 風力発電設備の倒壊事故について

平成30年8月28日

産業保安グループ

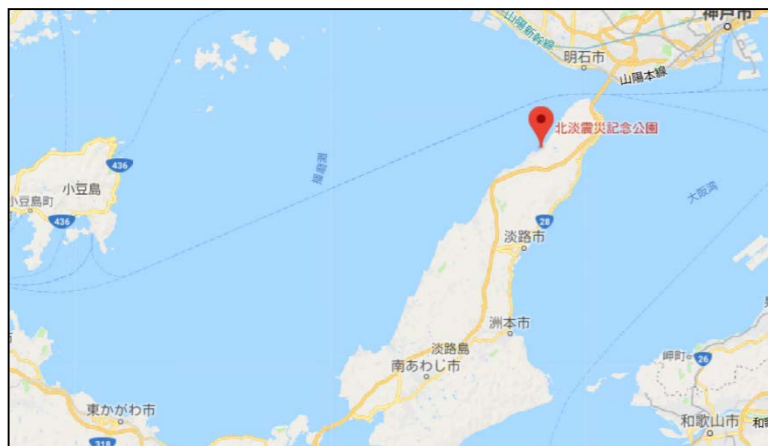
電力安全課

1. 事故の概要

- 平成30年8月24日未明頃、台風20号により兵庫県淡路市の北淡震災記念公園内に設置された風力発電設備が倒壊。
- なお、当該発電所は、平成29年5月以降、発電を停止中であった。

<設備の概要>

- ・設置者:(株)ほくだん
(淡路市の第3セクター)
- ・発電出力:600kW
- ・タワー長:37m
- ・回転径 :45m
- ・最大高さ:59.5m
- ・運転開始:平成14年4月
- ・メーカー:(株)三菱重工業



2. 安全基準との関係

- 風力発電設備の安全性については、平成14年当時、①支持物の構造強度について指定建築材料が使用されているか、積載荷重、風圧等に耐えうるか等、建築基準法に基づく確認を行った上で、②電気事業法に基づく技術基準への適合性の確認が行われていた。（平成26年度以降、建築基準法の手続きを電気事業法に一本化。）
- 兵庫県の建築確認を受けた本風力発電設備の設計図書においては、当該地域の設計基準風速34 m/s（建設省告示）を前提とした設計がなされる等、建築基準法の安全基準を適切に満たすものとされていた。

3. 経済産業省の対応

- 産業保安監督部（近畿支部）の職員2名を事故発生当日（8月24日）現地に派遣し、現場確認を行うとともに、建築基準法に基づく設計図書の確認等を実施。
- 同日、事故報告(速報版)を受領。
- 加えて、設置者である(株)ほくだんに対し、徹底的な原因究明を行い、1ヵ月以内に詳細な報告書を提出するよう指示。
- 風力発電設備設置者に対して、以下の点を指示（8月27日実施済み）
 - ・改めて技術基準への適合性を確認すること。
 - ・台風の接近の際には安全対策に万全を期すこと。
 - ・日常点検や定期点検の際には支持物を含む設備の健全性の確認を徹底すること。